医療機関等における税制のあり方に関する提言

－社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と
医療機関等の経営が持続可能となるために－

令和８年（2026 年）10 月２日

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

会　長　　川　原　丈　貴

〔医療機関等における税制のあり方に関する提言〕

－社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるために－

提言の目的

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会では、平成 22 年度から令和 7 年度にかけて 14 回にわたり「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行ってきた。提言では、充実した医療・介護提供体制の確立と医業経営安定化に資する税制という視点でこれをまとめ公表してきた。

令和 7 年度は、2040 年問題を根底におきつつ、病院をはじめとする医療機関の経営状況の逼迫を踏まえて「社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるために」という新たな視点での提言を行った。令和 8 年度においても前年度同様の視点で提言を行うこととする。

はじめに

令和 7 年 12 月に公布された医療法等の一部を改正する法律には、2040 年頃に向けた高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療ＤＸの推進のために必要な措置が盛り込まれている。

また、高市政権で初めてとなる経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太の方針 2026）には、全世代型社会保障の構築にあたっては、「強い経済」による経済成長で物価と賃金が上昇していくため社会保障制度もこの成長型経済に合わせて持続可能な設計に変えなければならないと記されている。

医療・介護等への具体的な言及では、医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、ＤＸ／ＡＸ、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行することや、2040 年に向けて、病床数の適正化を着実に実施した上で、2027 年度以降の地域医療構想を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化を促進するとともに、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制を構築すること、医療分野での新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討することなどが盛り込まれた。

このような環境下、社会構造の変化に耐え得る医療・介護提供体制の確立と医療機関等の経営が持続可能となるためには税制面から経営を支える施策を講ずることが喫緊の課題と考え「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行う。

提言１．社会保険医療の給付等に係る消費税の見直しについて

社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供に係る消費税について、診療所においては非課税取引のまま診療報酬による補填を継続し、病院においては仕入税額控除が適切に行われる課税制度（標準税率、軽減税率又はゼロ税率等）に改めて医療機関の控除対象外消費税問題について現実的な解決を図ること。

現行の消費税法においては、社会政策的配慮から、社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供は原則非課税取引とされている。そのため、医療機関等の仕入に係る消費税の一部について仕入税額控除が認められず、控除対象外消費税等の金額を事業者である医療機関等が負担するという多段階課税方式を採用している我が国の消費税法の考え方にそぐわない取扱いがされている。

政府は、それへの配慮として、医療機関等が負担する消費税相当額を社会保険診療報酬等に反映させて補てんするよう診療報酬の引き上げをしてきた。

しかしその補てんは十分とはいえず補填不足が生じていると考えられる。

また、物価高騰や円安基調の現状では、光熱費・消耗品などの値上げが続くなか、さらに、建築資材等の高騰で病院等の建て替えが著しく困難となっているうえに、附随して生じる消費税負担が追い打ちをかけて設備の更新を大きく阻害している。物価高騰に苦しむ医療機関等においては、各支出に附随して発生する消費税がストレートに経営を圧迫する要因となっている。

本来であれば、社会保険医療の給付等及び介護保険サービスの提供に係る消費税について、課税取引に改めれば問題は解決するのであるが、一方で小規模医療機関等への影響にも配慮した慎重な対応が望まれる。そこで、診療所においては、診療報酬上の補填を継続して消費税は非課税取引のままとし、病院においては仕入税額控除が適切に行われる課税制度（標準税率、軽減税率又はゼロ税率等）に改めることを提言する。

提言２．医療法人の承継税制等の整備について

認定医療法人制度について、相続開始後に認定を受けた場合の相続税の納税猶予制度の適用について、納付する相続税額が生前に認定を受けて持分なし医療法人へ移行した場合と同額となるよう計算方法を見直すこと。認定医療法人に係る相続税及び贈与税の税制措置に対する申告要件について宥恕規定を整備すること。歯科の自由診療収入のうち一定額を社会保険診療報酬として 80%超基準の判定を行うこと。

「当分の間」存続するとされている「持分あり医療法人」について、経過措置を改め、適切な承継税制の創設や「取引相場のない株式等」の評価方法が見直しされる令和 10 年 1 月に向けて医療法人の出資評価が社会的共通資本としての医療の重要性を認識した公正かつ適正で実態に合致したものとなるよう見直しをすること。

１．「持分なし医療法人」への移行を促進する認定医療法人制度について、相続開始後に認定を受けた場合の相続税の納税猶予制度の適用において、納付する相続税額が生前に認定を受けて持分なし医療法人へ移行した場合と同額となるよう計算方法を見直すこと。認定医療法人に係る相続税及び贈与税の税制措置に対する申告要件について宥恕規定を整備すること。歯科の自由診療収入の一定額を社会保険診療報酬として８０％超基準の判定とすること。

２．現在、「当分の間」存続するとされている「持分あり医療法人」について、令和８年３月３１日現在、３５，１０４法人（平成１９年３月末の持分あり医療法人総数４３，２０３法人の８１．３％に相当）存在するという実態を受容して経過措置を改め、以下の税制措置を講ずること。

（１）持分あり医療法人に対し中小企業の事業承継税制と同等以上の新たな相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度を創設すること。また、併せて中小企業と同様に「民法特例」も措置すること。

（２）「取引相場のない株式等」の評価方法が見直しされる令和 10 年 1 月に向けて医療法人の出資評価が社会的共通資本としての医療の重要性を認識した公正かつ適正で実態に合致したものとなるよう見直しをすること。

提言３．医師偏在是正に向けた税制措置創設について

医師偏在の是正に向けた総合的な対策が医療法など関係法令を改正して講じられている。これを実効性のあるものとするため経済的インセンティブとして重点医師偏在対策支援区域等において勤務する医師の給与所得について給与所得控除額を一定率割り増しするなど様々な税制上の優遇措置を創設すること。

医師偏在の是正に向けた総合的な対策が講じられている。これを実効性のあるものとするため経済的インセンティブとして以下のような税制上の優遇措置を創設すること。

（１）重点医師偏在対策支援区域等において勤務する医師や派遣される医師の給与所得について、給与所得控除額を一定率割り増しする制度を創設すること。

（２）重点医師偏在対策支援区域等で開業する個人開業医及び医療法人について、その所得計算で、社会保険診療報酬等に係る収入金額に対して一律 72%の概算経費率を適用する制度を創設すること。

（３）重点医師偏在対策支援区域等に所在する医療機関において、医業の用に供する不動産の取得に対する登録免許税、不動産取得税を非課税とする制度を創設すること。併せてこれに対する固定資産税も非課税とすること。

（４）重点医師偏在対策支援区域等に所在する医療機関において、医業の用に供する医療用機器、器具備品等に対する固定資産税（償却資産税）を非課税とすること。

提言４．医療ＤＸ／ＡＸに関する設備投資等を支援する税制措置について

現在、政府による医療ＤＸの取組が進められている。これを踏まえ、医療設備のデジタル化に資する設備投資及びシステム投資を支援する税制措置を創設すること。また、医療ＡＸに取り組む医療機関の設備投資等を支援する税制措置を創設すること。

政府による医療ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の取組が進められている。これを踏まえ、医療設備のデジタル化に資する設備投資およびシステム投資（短時間で正確な診断を行うための画像診断装置、手術用ロボット手術ユニット、コンピュータ診断支援装置、医療画像情報システム、センサー機能を使用した院内搬送用ロボット、患者離床センサー、遠隔診療システム、通信機能付きバイタルサイン測定機器、電子カルテ等の取得）を支援する税制措置を創設すること。

また、医療ＡＸ（ＡＩトランスフォーメーション）に取り組む医療機関、すなわちＡＩ技術を活用して業務プロセスやビジネスモデル、組織のあり方を根本的に改革する医療機関が、自然言語処理（ＮＬＰ）を活用した文書作成・要約、画像認識による電子カルテ等の自動化、生成ＡＩによるコンテンツ生成や業務支援などを行うための設備投資及びシステム投資やＡＩ活用のための職員研修費用等を支援する税制措置を創設すること。

提言５．激甚化・頻発化する自然災害に対する新たな税の減免措置創設について

激甚化・頻発化する自然災害のうち激甚災害等の指定を受けた災害により医療法人等の所有する資産が損害を受けた場合には、損害を受けた資産に係る固定資産税などを減免する制度を創設すること。また、激甚災害等の指定を受けた災害により損害を受けた医療法人等がクラウドファンディング等による寄附を受けた場合には法人税等を非課税とする制度を創設すること。合わせて災害を回避するための設備投資に対する減免措置を創設すること。

激甚化・頻発化する自然災害に対して、次のような新たな税の減免措置を創設すること。 （１）激甚災害等の指定を受けた災害により医療法人等の所有する資産が損害を受けた場合には、損害を受けた土地、建物等、医療用機器等、車両運搬具等に係る固定資産税・都市計画税、償却資産税、自動車税、軽自動車税を減免する制度を創設すること。また、災害発生前のその年度に納付済みの固定資産税等については還付する制度も創設すること。 （２）激甚災害等の指定を受けた災害により損害が受けた医療法人等がクラウドファンディング等による寄附を受けた場合には法人税等を非課税とする制度を創設すること。 （３）将来想定される激甚災害等による損害を回避するため、たとえば高台への移転、非常電源等の移動などの設備投資について、登録免許税、不動産取得税、固定資産税、償却資産税など税の減免措置を創設すること。

(公社)日本医業経営コンサルタント協会　税制専門分科会　委員名簿

（順不同・敬称略）

委　員	氏　名	事務所名・その他の所属等
委員長	青木　惠一	税理士法人青木会計　代表社員 税理士・行政書士
委　員	石井　孝宜	石井公認会計士事務所　所長 税理士・公認会計士
〃	北島　亜紀	あおい会計社　代表 税理士
〃	船本　智睦	京都紫明税理士法人　代表社員 税理士

（問い合せ先）
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会
事務局　企画課　TEL：03-5275-6994